

ID: 153

担当部署: 町民課

<b>処分の概要</b>	訪問介護利用料の助成決定		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町介護事業実施規則 第35条		
<b>例 規 番 号</b>	平成12年 規則第17号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (助成の決定)                      第三十五条 町長は、前条に定める申請書を受理したときは内容を審査し、その結果を聖籠町介護事業(経済支援)支給決定通知書(別記様式第八号)により、申請者に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      第32条及び第33条の規定による。</p> <p>(目的)                      第三十二条 条例第十八条第一項第五号に規定する訪問介護利用料助成事業は、要支援以上の高齢者等に対し、保険給付額を限度として、訪問介護の利用料を助成することを目的とする。</p> <p>(事業対象者)                      第三十三条 事業の対象者は、聖籠町に住所を有する者で、介護保険の要介護認定で要支援以上の認定を受けた者とする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日